



平成 24 年 3 月 28 日

各 位

会社名 株式会社乃村工藝社
代表者名 代表取締役社長 渡辺 勝
(コード番号 9716 東証第一部)
問合せ先 取締役経営企画本部長 吉本 清志
(TEL. 03 - 5962 - 1119)

決算期変更および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 24 年 5 月 10 日開催予定の第 75 回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり決算期を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 決算期変更の内容

現在	変更後
毎年 2 月 15 日	毎年 2 月末日

(注) 決算期変更の経過期間となる第 76 期は、平成 24 年 2 月 16 日から平成 25 年 2 月 28 日までの 12.5 ヶ月決算となります。

2. 変更の理由

当社グループの予算編成や業績管理等、事業運営の効率化をはかるとともに、将来適用が検討されている国際財務報告基準（IFRS）の規定に対応することを考慮し変更するものです。

3. 定款変更の内容（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p><定時株主総会の基準日> 第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年2月15日</u>とする。</p> <p><事業年度> 第39条 当社の事業年度は、<u>毎年2月16日から翌年2月15日</u>までの1年とする。</p> <p><剰余金の配当の基準日> 第40条 当社の期末配当の基準日は、<u>毎年2月15日</u>とする。</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議によって、<u>毎年8月15日</u>を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p><定時株主総会の基準日> 第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年2月末日</u>とする。</p> <p><事業年度> 第39条 当社の事業年度は、<u>毎年3月1日から翌年2月末日</u>までの1年とする。</p> <p><剰余金の配当の基準日> 第40条 当社の期末配当の基準日は、<u>毎年2月末日</u>とする。</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議によって、<u>毎年8月31日</u>を基準日として中間配当をすることができる。</p>

<p><新設></p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> <u>第39条<事業年度>の規定にかかわらず、平成24年2月16日から始まる第76期事業年度は、平成25年2月28日までの12.5カ月とする。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>第40条<剰余金の配当の基準日>第2項の規定にかかわらず、平成24年2月16日から始まる第76期事業年度については、平成24年8月15日を中間配当の基準日とする。</u></p> <p><u>第3条</u> <u>本附則は、平成25年2月28日まで有効とし、平成25年3月1日をもって本附則を削るものとする。</u></p>
-------------------	--

4. 今後の日程

第75回定時株主総会開催日 : 平成24年5月10日
 定款変更の効力発生日 : 同上

5. 今後の見通し

平成25年2月期連結の通期（平成24年2月16日～平成25年2月28日）業績予想につきましては、本日発表しております平成24年2月期決算短信に掲載しております。

以 上